

岬 町 長 様

住 所
申請者 氏 名
生年月日
電話番号

不良空家認定申請書

岬町不良空家等除却工事補助金交付要綱第 4 条第 1 号の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築物の所在地	岬町
2 建築物の所有者	
3 所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 添付資料	<input type="checkbox"/> 現況図（付近見取図、配置図、平面図等） <input type="checkbox"/> 現況写真（外観の写真及び周辺との関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物が現に利用されていない又はそれと同様の状態にあることを明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物及びその敷地に町の職員が立ち入ることについて、これらの所有者が同意していることを明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物の所有者を明らかにすることができる書類 <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物の敷地の所有者を明らかにすることができる書類

誓約

私が行う不良空家の除却について、第三者との間において紛争等が生じたときは、岬町に対して解決を含めた一切の対処を求めることなく、裁判所による調停その他の方法を用いて私が解決することを誓約します。

申請者氏名

年 月 日

岬町長様

住所

氏名

建築物利用状況報告書

岬町不良空家等除却工事補助金交付要綱に基づき、不良空家認定申請を行う下記土地
に存する建築物については、

[現に利用されていない・現に利用されていないものと同様の状態にある]

ものです。

【現に利用されていないものと同様の状態である場合はその説明】

建築物の所在地	岬町
---------	----

年 月 日

岬町長様

住所

氏名

同意書

岬町不良空家等除却工事補助金交付要綱に基づき

[不良空家認定申請・空き建築物除却後跡地利用認定申請]

を行う下記所在地において、建築物及びその敷地に町の職員が立ち入ることについて同意します。

また、空き建築物にあつては、当該建築物除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に10年間供されるものとして同意します。

建築物の所在地	岬町
---------	----

委任状

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

をもって代理人と定め、下記の行為を委任する。

() 岬町不良空家等除却工事補助金交付申請にかかる一切の行為

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

岬町長様

住所
申請者氏名
生年月日
電話番号

岬町不良空家等除却工事補助金交付申請書

岬町不良空家等除却工事補助金の交付を受けたいので、岬町不良空家等除却工事補助金要綱第8条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

建築物の所在地	岬町
交付申請額	円
交付対象事業に要する費用 (工事見積額)	円
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()
建築物の規模	階数 地上 階 地下 階 建築面積 m ² のべ面積 m ²
予定事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 添付資料	<input type="checkbox"/> 同意書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 不良空家認定通知書又は空き建築物除却後跡地利用認定書 <input type="checkbox"/> 工事の内容がわかる図書（配置図、平面図等） <input type="checkbox"/> 工事見積明細書の写し <input type="checkbox"/> 施工業者の建設業許可証等の写し <input type="checkbox"/> 代理者が申請する場合は、委任状 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類

岬 町 長 様

住 所
 申請者 氏 名
 生年月日
 電話番号

同 意 書

岬町不良空家等除却工事補助金の交付を受けるに当たり、岬町不良空家等除却工事補助金交付要綱第 3 条に定める交付対象者の資格要件を確認するため、私及び私の属する世帯における住民基本台帳及び納付状況を調査（照会）することに同意します。

※ 調査した個人情報、厳重に管理し、上記の利用目的以外に使用しません。

※ 以下の記入は不要です。

住民基本台帳の世帯の確認欄		町税の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)
国民健康保険料の滞納の有無確認欄		介護保険料の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)
後期高齢者医療保険料の滞納の有無確認欄		保育料の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)
下水道使用料の滞納の有無確認欄			
有 ・ 無	(担当確認印)		

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

岬町長様

住 所
申請者 氏 名
生年月日
電話番号

誓 約 書

私は、岬町不良空家等除却工事補助金の交付申請に当たり、岬町不良空家等除却工事補助金要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、町長が要綱の規定に違反すると認める場合は、岬町不良空家等除却工事補助金の交付決定の取り消しに同意するとともに、既に交付を受けた岬町不良空家等除却工事補助金を返還することを誓約します。

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

岬町長 殿

住 所
報告者
氏 名
(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け岬町指令建第 号で交付決定を受けた
岬町不良空家等除却工事補助金 に係る事業実績に、岬町補助金等交付規則第12条の規
定により次のとおり実績を報告します。

補助事業の実績	空家の除却
補助事業の経費の使用方法	空家の除却工事費
補助金の交付決定額と精算額	交付決定額 円 精算額 円
補助事業の完了期日	年 月 日
補助事業の効果	空家の除却を自ら実施することができた
(その他必要と認める事項)	別紙のとおり

様式第6号(第14条関係)

年 月 日

岬町長 殿

住 所
報告者
氏 名 印
(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)

補 助 金 等 交 付 請 求 書

岬町補助金等交付規則第14条の規定により 岬町不良空家等除却工事補助金 を下記のとおり請求します。

記

金 額 円
ただし、令和 年 月 日付け岬町指令建第 号に基づく

交 付 決 定 額	円
内 訳	既 受 領 額 0円
	今 回 請 求 額 円
	残 額 0円

(注) 指令番号及び交付決定額の記入は次のとおりとする。
概算払請求の場合 交付決定通知の番号、交付決定額
精算払請求の場合 確定通知の番号、確定額

年 月 日付け岬町指令建第 号に基づく請求の振込先メモ

金融機関名	銀行・農協 本店・支店
口座種別・口座番号	普通・当座 / No.
(カ ナ) 口座名義人	

家屋取りこわし届出書

平成 年 月 日

大阪府泉南郡岬町長 宛

〔届出人〕

住所
氏名
TEL

下記の家屋を平成 年 月 日に（全部・一部）取りこわしましたので、届出いたします。

住所 所有者(フリガナ) 氏名	[Redacted]		
所在地番	岬町	番	
登記家屋番号	[Redacted]		
種類	[Redacted]		
構造	[Redacted]		
床面積	1F m ²	1F以外 m ²	計 m ²
建築年月日	[Redacted]		
取りこわし床面積	m ²		
住宅用地の認定	住宅用地・非住宅用地	現地確認	個人コード
		処理欄	

※添付書類：工事請負書等関係書類

不良空家等除却後の宅地にかかる固定資産税の減免

背景

住宅を除却（解体・撤去）して更地にすると、その土地に適用されていた住宅用地特例が適用されなくなるため、固定資産税額が高くなる場合があります、このことが、空家が除却されずに放置される要因の一つになっています。

本減免は、**不良空家を除却した場合に、一定期間、激変緩和のため除却前の税額の水準まで減免**するものであり、「納税者の担税力への配慮」「空家を適正に管理することで、町民の安全安心を確保するという公益性」「空家対策を推進する町の施策反映」を目的としたものであります。

減免額・期間

【減免額】・・・住宅用地の特例が適用された場合の賦課相当額との差額（各年度算出）

・ 地方税法第349条の3の2 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例

区分		固定資産税課税標準額
小規模住宅用地	200㎡以下	評価額×1/6
一般住宅用地	200㎡を超える分	評価額×1/3

【減免期間】・・・3年間（令和2年度課税分より）

減免申請

「固定資産税減免申請書」に「岬町不良空家等除却工事に係る補助金等確定通知書の写し」を添付して、税務課（固定資産税担当）へ提出してください。

※ その他、減免要件がございますので、詳しくは”問い合わせ先”までお問い合わせください。

問い合わせ先

・ 不良空家等除却後の宅地にかかる固定資産税の減免について

岬町 税務課 TEL 072-492-2757（直通）

（参考）

・ 不良空家等除却工事にかかる補助金について

岬町 建築課 TEL 072-492-2746（直通）

分別解体と届出



1. 対象建設工事

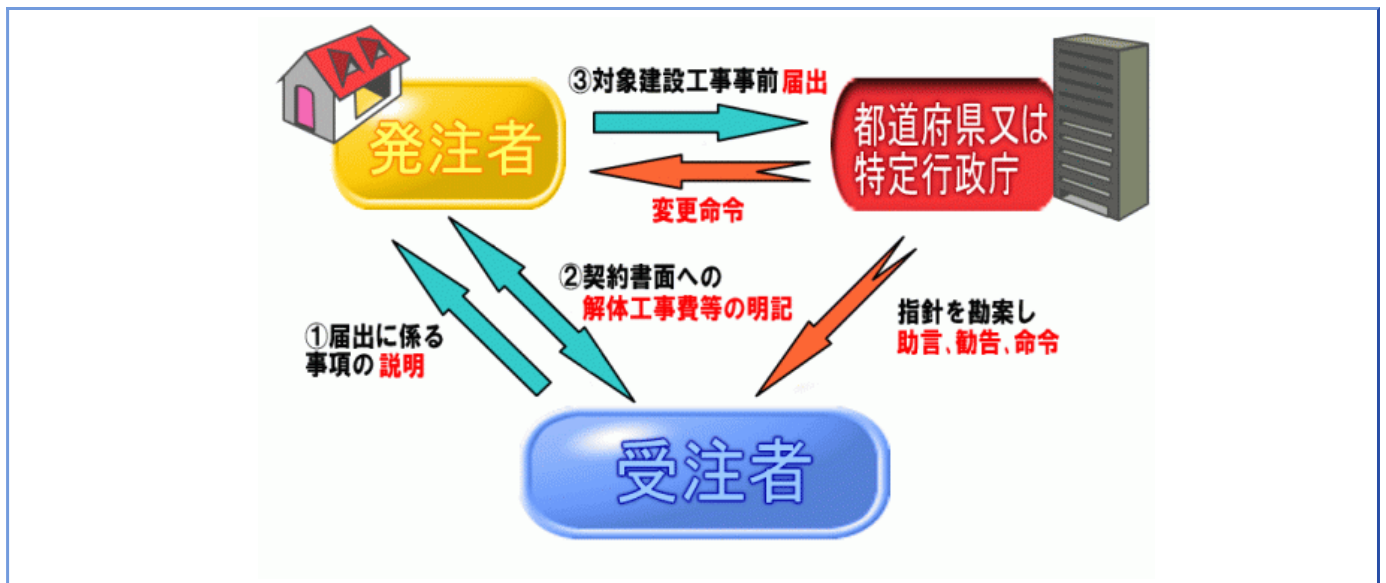
特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの四種類）を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、建設工事の規模が下表以上の場合は、建設リサイクル法が適用される対象建設工事となり、工事着手の7日前までに、届出を行うとともに、分別解体等と再資源化等を実施しなければなりません。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80平方メートル
建築物の新築・増築	500平方メートル
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円

2. 分別解体等とは

解体工事においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工することです。また、新築工事等（土木工事も含む）においては、工事に伴い副次的に生じた建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工することです。分別解体等基準に従って、その建築物等に使用されているコンクリート、アスファルト、木材を現場で分別することが必要です。

3. 分別解体等に係る届出手続きの流れ



- 対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手、分別解体等の計画等について書面を交付して説明します。
- 対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等の明記が必要となります。
- 発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、特定行政庁※に届け出ます。
対象建設工事の届出様式については、[省令 \[PDFファイル/11KB\]\(外部サイト\)](#) で定められています。

- 国の機関又は地方公共団体等は、対象建設工事の着手前に、大阪府知事もしくは特定行政庁の市長にその旨の通知が必要です。

※[建築基準法上の特定行政庁](#)

大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市については、それぞれの市となります。**これ以外の大阪府内の市町村については、大阪府となります。**

- 特定行政庁は、届出に係る分別解体等の計画が基準に適合しないときと認めるときは、計画の変更等命令することができます。
- 特定行政庁は分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、受注者に対し助言、勧告、命令をすることができます。
- [建設リサイクル法に係る届出等の流れ](#)
- [届出に必要な書類](#)
- [変更届に必要な書類](#)
- [通知に必要な書類](#)
- [分別解体等の標準的な方法](#)

4. 特定建設資材とは

特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの）
コンクリート及び鉄から成る建設資材	コンクリート塊
木材	建設発生木材（木材が廃棄物となったもの）
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）

- [特定建設資材の細目](#)
- [建設副産物の細目](#)
- 「対象建設工事」の規模基準および「特定建設資材」の種類は、[政令 \[PDFファイル/19KB\]\(外部サイト\)](#)により定められています。
- 「分別解体等」に係る施工方法に関する基準は、[建設リサイクル法施行規則 \[PDFファイル/11KB\]\(外部サイト\)](#)により定められています。

5. 参考資料

[廃石膏ボード現場分別解体マニュアル\(外部サイトを別ウインドウで開きます\)](#) (国土交通省のページへリンク)

[建設リサイクルのトップページへ](#)

このページの作成所属
[住宅まちづくり部](#) [建築指導室審査指導課](#) [開発許可グループ](#)



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

お問合せ [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
 (法人番号
 4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351
 咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)